

【中国】農作物病虫害防除条例の制定

海外立法情報課 湯野 基生

* 2020年5月1日、農作物病虫害の監視・予報・緊急措置等の体制を法制化し、環境に優しい技術の開発導入や非政府の専門サービスの育成活用等を盛り込んだ行政法規が施行された。

1 背景と経緯

2017年の中国共産党の第19回党大会以来、小康（ややゆとりのある）社会の全面的な実現が中国の政策目標となっている。同党及び国務院がその年に重視する政策課題を端的に示す目されるいわゆる「中央一号文件」として、2020年は「「三農」領域の重点事業に力を入れ、全面的な小康の予定どおりの実現を確保することに関する意見」が発出された¹とあり、「三農」（農村・農業・農民）問題は、依然として重要課題の一つである。この「意見」では、食糧生産を安定させる措置の一つに、病虫害の予防・抑制を挙げている。中国では、近年の気候変動や栽培方式の変化等に伴い、農作物の病虫害が頻発し、2019年にはツマジロクサヨトウ（南北アメリカ原産の農業害虫）による大きな被害も発生している。こうした状況に対し、環境に優しい予防・抑制²の方針に基づき対応するため、2020年3月26日に「農作物病虫害防除条例（国務院令第725号）」³が制定され、同4月2日に公布、同5月1日に施行された。

2 概要

(1) 章構成

第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：監視測定と予報（第12条～第17条）、第3章：予防と抑制（第18条～第28条）、第4章：緊急処置（第29条～第32条）、第5章：専門サービス（第33条～第38条）、第6章：法的責任（第39条～第43条）、第7章：附則（第44条、第45条）。

(2) 目的及び定義

農作物の病虫害を防除し、国の食糧の安全と農産品の品質面の安全性を保障し、生態環境を保護し、農業の持続可能な発展を促進するため、本条例を制定する（第1条）。防除とは、農作物等に危害を及ぼす病・虫・草・ネズミ等の有害生物に対する監視測定、大量発生の予報、予防・抑制、緊急処置等の活動及びその監督管理をいう（第2条）。

(3) 病虫害の区分

病虫害を、その特徴や農産物に対する危険度に基づき、国務院農業農村主管部門が指定するもの（1類）、省級人民政府が指定するもの（2類）、その他（3類）に区分する（第4条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ 「中共中央 国务院关于抓好“三农”领域重点工作确保如期实现全面小康的意见」2020.2.5. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/politics/2020-02/05/c_1125535347.htm>

² 中国語原文は「绿色防控」。環境に優しい手段により病虫害の被害を抑制する植物保護措置であると説明され（「农业部办公厅关于推进农作物病虫害绿色防控的意见」2011.6.20. 农业农村部 <http://www.moa.gov.cn/nybgf/2011/dliuq/201805/t20180521_6142695.htm>）、政府の農業関係の文書や計画にも盛り込まれている。康振生「贯彻绿色发展新理念 谱写绿色防控新篇章」司法部 <http://www.moj.gov.cn/Department/content/2020-04/07/596_3245738.html>

³ 「农作物病虫害防治条例」2020.4.2. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-04/02/content_5498241.htm>

(4) 政府等の役割

県級以上の人民政府は、防除事業の組織指導を強化し、その経費を予算に計上しなければならない（第5条）。国务院主管部門は全国の、県級以上の人民政府主管部門は管轄域内の病虫害防除の監督管理に責を負う。郷鎮級人民政府は上級政府に協力して、域内の防除の宣伝・動員等を行わなければならない（第6条）。県級以上の人民政府の主管部門は、植物保護の機構に、防除の技術面の事業を推進させる（第7条）。農業生産経営者等の関連組織や個人は、生産経営する範囲内の防除を行い、政府の防除活動に協力しなければならない（第8条）。

国は、病虫害防除のための技術革新、成果の転用と普及応用を進め、防除のスマート化（AI、IoT等を活用した効率化）・専門化・エコ化のほか、国際協力や交流を奨励支援する（第9条）。また、環境に優しい技術、先進的な散布機器及び安全で効率的かつ経済的な農薬の使用（第10条）のほか、科学研究機関等の組織及び個人による、環境に優しい予防・抑制技術の研究、推進普及を奨励支援する。（第19条）。

(5) 監視測定

国は農作物病虫害の監視測定制度を構築し、国务院主管部門は全国の、省級人民政府主管部門は域内の病虫害監視測定ネットワーク構築計画の策定・実施に責を負う（第12条）。

県級以上の人民政府主管部門は、①病虫害の種類・程度等、②害虫の天敵の種類・分布等、③病虫害に影響を及ぼす気候等を含む病虫害監視測定を計画実施し、指導を受ける上級の政府に測定した情報を報告し、また、農業生産経営者等は、監視測定の遂行に協力しなければならない。監視測定技術の基準は、省級以上の人民政府の主管部門が制定する（第14、第15条）。

(6) 予報

県級以上の人民政府主管部門は、監視測定結果の分析に基づき、農作物病虫害予報を公布しなければならない。その他の組織や個人が予報を公布してはならない（第16条）。国外の組織や個人は、国内で監視測定活動を行ってはならない。いかなる組織や個人も、未発表の病虫害監視測定情報を国外の組織や個人に提供してはならない（第17条）。

(7) 予防・抑制

国务院主管部門は全国の、県級以上の人民政府は域内の病虫害予防抑制計画を調整策定する。計画は、農業生産の状況、病虫害の発生状況等に基づき、予防抑制目標、保障措置等の内容を含む（第18条）。県級以上の人民政府主管部門は、農業生産経営者が病虫害に強い品種を選定し、土壌消毒等の栽培管理上の措置を講じるよう指導しなければならない（第21条）。

(8) 緊急処置

国务院農業農村主管部門は、緊急対応と処置の体制を構築し、緊急対応プランを策定し、県級以上の人民政府は、必要に応じ業務訓練や演習を行い、必要な物資を備蓄しなければならない（第29条）。病虫害が蔓延した際、県級以上の人民政府は緊急対応と処置を実施し（第30、第31条）、緊急処置の終了後は、損失を補償しなければならない（第32条）。

(9) 専門組織の活用及び育成・指導

国は、政府調達等の方法により防除サービスの専門組織を育成援助し、それら組織が環境に優しい技術を使用することを奨励する。県級以上の人民政府の主管部門は、専門組織に対する規範・管理を強化し、技術訓練・指導・サービスを提供しなければならない（第33条）。

専門組織は相応の設備、管理制度等を備えなければならない（第34条）、農薬に関する国の制度を遵守し、サービス内容の記録を作成し、2年以上保存しなければならない（第36条）。